

以指令案

申請ノ通

陸軍

憲兵科特別勤務者貸與被服件

高級副官ヨリ憲兵司令官へ通牒案

憲慶甲第五一号了第一ヲ以テ申請相成候憲兵特別勤務者用被服ヲ委任經理積立金ヲ以テ調弁方、件認可相成候處右ハ左記各項ノ通取扱相成候様致度候也

五月一日

一特別勤務者ニ貸與ノ為ノ調弁スヘキ被服ハ種

五月一日

類ノ何クルハ總テ特別勤務服ト稱シ組数ヲ
以テ整理スルコト但ニ補助簿ニ依リ種類及員
数ノ整理ヲ為スコトヲ得

二憲兵司令官ニ於テ特別勤務服ノ種類毎ニ其
員数及調弁費標準價格ヲ定ムルコト

高級副官ヨリ朝鮮駐劄憲兵司令官各師

團經理部長甚臺灣總督府陸軍經理部長

朝鮮駐劄軍經理部長關東都督府陸軍

別紙ヨリ經理部長及陸軍會計監督部長通牒案
會計監督

憲兵司令官ヨリ別紙中第五通牒申請有之

第五第八留守
經由

連認可相成候高其取扱方（別紙）通
 際候條承知相成度候也

陸軍省陸普第一四七〇號

五月一日



軍令第七十八號
四月十日

憲兵特別勤務者ニ
特種被服

軍令第五十一號第一

憲兵特別勤務者ニ特種被服

支給ノ件申請

明治三十九年四月十日 憲兵司令官南部辰

陸軍大臣乃原上原勇作殿



従来憲兵力特別勤務ニ服スルト中ニ種々之變
裝ヲ要スル為此服務者ハ自費ヲ以テ調辦
シ来リ美處右ニ薄給ニ憲兵ノ負擔ニ堪
得カニ義ニ有之矣然ルニ此服務者ニ最初
特別勤務ヲ入申スルノ際初度定數被服ヲ
一通支給シ爾後之レカ新陳交換支給スルノ

必要ヲ認メ又從テ委任經理積立金ニ剩餘ヲ
 増加スルノ情既、有之莫奈右剩餘金ヲ以
 テ特務用作業服調辦方御認可相成度
 此段申請候也

甲号

別紙 甲号 乙号 丙号

抄号 七二の号

憲法 陸軍 第五号 第一

憲兵特別勤務者特種被服支給件申請

昭和四年四月十日 陸軍省 陸軍部 陸軍

陸軍 方 陸軍省 陸軍部 陸軍

従来憲兵の特別勤務被服支給の件は種々異なる

装束を要する為被服勤務者へ自費を以て調年に来る者

知右ハ薄給ヲ憲兵ノ負担ニ堪ヘ得サル義ニ付之ヲ

然ルニ被服勤務者ノ最初特別勤務ヲ受ケルニ際初

度定數被服ヲ一週支給シ爾後之レカ新陳交換支

給ナルノ中要ヲ認メ久後ニ委任係理積立金ニ割解

シ増加ナルノ情况ニ付之ヲ裁減金ニ以テ特

被用作業服調弄方所認可
出承度考取申請
三
月
日

平

七

富

集

寫

申

明

乙
号

陸軍第...
...
...

憲兵特別勤務者貸共被服件用陸

明治四十五年四月...
陸軍省副官

憲兵司令官

憲兵甲第五一年...
第一...
申請相成候憲兵
特別勤務者用被服...
委任經理積...
方件認可相成候...
右左記各項...
取扱
相成候標...
候也

一特別勤務者...
貸共...
為...
調...
并...
被服...
種類...
何タル...
問ハス...
總...
特別勤務...
件...
組数...

<p>以テ整理スルト但ニ補助簿ニ依リ種類及員數ノ整理ヲ為スルヲ得</p>	<p>ニ憲兵司令官ニ於テ特別勤務隊ノ種類毎ニ員數及調弁費標準價格ヲ定ムルヲ</p>				
--------------------------------------	---	--	--	--	--